

あおぞら銀行ファクシミリサービス利用規定

あおぞら銀行ファクシミリサービス（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社あおぞら銀行（以下「当行」といいます。）所定の手続を完了した法人（以下「契約者」といいます。）が、プッシュ回線に接続されたファクシミリ（以下「端末」といいます。）を使用して、当行口座について当行所定の次の各号の連絡・照会サービスを利用するものです。契約者は、この規定の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

①連絡サービス

契約者が事前に当行に届出た通知対象預金口座の入出金取引等を、契約者の届出た電話番号に接続された端末に当行より通知を行うサービスです。お申込頂いた内容を当行より自動的に通知する自動着信方式と契約者が自ら操作する手動切替着信方式があります。

②照会サービス

契約者が自ら占有・管理する端末を通じ当行に届出た口座の入出金明細や残高の照会に対して応答するサービスをいいます。

第1章 総則・共通事項

第1条（本サービスの利用日・利用時間）

- (1)本サービスの利用日および利用時間は、当行所定の利用日および利用時間内（以下「取扱時間」といいます。）とします。
- (2)回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合には、取扱時間中であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

第2条（手数料）

本サービスの利用に際しては、当行所定の月額基本手数料（消費税等を含みます。以下同様とします。）がかかります。月額基本手数料は、1ヶ月に満たないサービス提供期間についてもかかり、原則として、当行所定の日に、当行所定の取引関連諸規定（以下「関連規定」といいます。）の定めにかかわらず、通帳、証書、各種請求書、当座小切手その他いっさいの提出を要することなく、契約者の指定する口座（以下「手数料引落口座」といいます。）から自動的に引落します。

第3条（届出事項の変更等）

- (1)暗証番号その他の届出事項に変更がある場合には、直ちに契約者から書面その他当行所定の方法により届出てください。
- (2)前項の場合、当行は遅滞なく変更処理を行います。
- (3)届出事項の変更の届出がなかったなど、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第4条（契約期間）

本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）の契約期間は、契約日から起算して1年間とします。契約者または当行から相手方に対して特段の意思表示がない限り、契約期間の満了日の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

第5条（解約・一時停止等）

(1)任意解約

本契約は、当事者の一方の都合により、相手方に通知することによりいつでも解約できます。

(2)解約の通知

- ①契約者から当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。なお、解約は、当行の解約手続が終了した後には有効となり、その前に生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、当

行所定の期間は即時に解約できない場合があります。この場合、当該期間中はこの規定が適用されます。

②解約の通知を当行が書面により行う場合において、当行が契約者あて解約の通知を届出の住所あてに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、契約者との相互の信頼関係に疑義が生じる事由（本サービスの利用として不適切であるなどを行うが、これに限りません。）が発生したと判断した場合、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、または本契約を解約することができます。

(4) 契約の終了

次の各号の事由が一つでも生じた場合には、本契約は終了するものとします。

①契約期間が満了したとき

②前3項により契約が解約されたとき

③手数料引落口座が解約されたとき

④支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する国内外法上の手続開始の申立があったとき

⑤住所変更の届出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となったとき

⑥前各号のほか、契約者との相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当行が判断したとき、または本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

第6条（免責事項等）

(1) 相当の注意をもって第10条第(1)項に定める本人確認を行ったうえは、端末、本人認証情報および依頼内容等について偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、別に定めがあるときを除き、責任を負いません。

(2) 契約者による本サービスの利用に伴い、手数料引落口座から引落された金額の全部または一部を契約者に返金する場合、当行は、別に定めがあるときを除き、預金利息、損害金をつけません。返金手続の遅延等に伴い契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 次の各場合、そのために契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

①回線・通信網等の経路における盗聴・不正アクセス等、当行の責めに帰することができない事由により、依頼内容等が契約者以外の第三者の知り得るところとなった場合

②前号のほか、当行の責めに帰することができない場合

(4) 本サービスの利用において、依頼者が記名捺印した利用申込書、諸届その他の書類に使用された印影と届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、印章またはそれらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

(5) 当行の責めに帰すべき事由による損害のうち、特別の事情によって生じた損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

(6) この規定により当行が免責される損害には損失および費用等も含まれるものとします。

(7) 契約者がこの規定に違反する行為または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は当該契約者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第7条（規定の変更等）

(1) 本契約におけるサービスの種類・内容等は、当行の都合で改廃することがあります。また、改廃のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。

(2) 本サービスの取扱時間、手数料等は、当行の都合で改廃することがあります。

(3) 第(1)項および第(2)項の改廃および変更については、当行が適当と認める方法および範囲で告知します。

(4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(5) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第8条（関連規定の適用）

この規定に定めのない事項については、関連規定により取扱います。

第9条（準拠法・管轄等）

- (1) 本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- (2) 本契約の債務不履行による責任を任意に履行しないで、弁護士費用が発生したときは、当事者は所定の費用を支払うものとします。

第2章 連絡・照会サービス

第10条（依頼方法等）

- (1) 契約者は、手動切替着信方式で本サービスを利用する場合、端末より口座番号、暗証番号その他の所定の事項を入力してください。当行は、受信した口座番号および暗証番号が届出済のものと同じ場合には、送信者を契約者とみなして通知または応答します。
自動着信方式で本サービスを利用する場合は、当行で端末への着信を確認した場合、着信応答者を契約者とみなして通知します。
- (2) 通知または応答後に取引内容の変更または取消があるなど相当の事由がある場合には、既に通知または応答した内容について変更または取消することがあります。
- (3) 機器障害、天災地変等のやむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延したり、不可能となったりする場合があります。
- (4) 照会サービスによる残高通知は、残高証明書としてのご利用はできません。
- (5) 前3項の場合、そのために契約者または第三者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上

実施日：2020年3月16日